＜資料＞

学長選考会議について

○　学長選考会議とは

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款第１１条第２項に基づき、設置されている選考機関です。

○　会議構成員は

経営審議会を構成する者の中から選出された３名と、教育研究審議会を構成する者の中から選出された３名の計６名により構成されています。

現在の委員は、以下のとおりです。

選出母体	委員氏名	学長の選考に関する規程施行細則にて指定された職	備考
経営審議会	藤澤　恭司	理事たる副学長	
	鈴木　寛	学外者の理事	
	原田　一之	学外者の審議会委員	
教育研究審議会	菅原　憲一	学部長	
	鈴木　志保子	保健福祉学研究科長	
	長堀　薫	学外者の審議会委員	議長

○　会議の所掌は

「神奈川県立保健福祉大学学長の選考に関する規程施行細則」（以下、「施行細則」という。）において、次のとおり定められています。

（議決事項）
第４条　選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。
（１）学長の選考に関する事項
（２）学長の任期に関する事項
（３）学長の解任に関する事項
（４）学長の業務執行の評価に関する事項

○　学長候補者の推薦は

「施行細則」において、次のとおり定められています。

（学長候補者の推薦）
第６条 選考会議は、学長の候補者の選考の必要が生じたときは、選考の日程等を決定の上学内に周知するとともに、学長候補者推薦書（様式１）及び履歴書（様式２）に基づき学長候補者の推薦を依頼する。
２ 前項の規定に基づく推薦は、次により選考会議に推薦するものとする。
（１） 経営審議会の議により２名以内
（２） 教育研究審議会の議により２名以内
（３） １０名の大学常勤教職員の連署により２名以内
３ 前項第３号における教職員とは、学部教授会構成員及び研究科構成員並びに図書館長、実践教育センター長、事務局長、事務局次長、事務局及び実践教育センター各部長とする。